

グレナダの入国規制措置（5月4日更新）

グレナダ政府は、新型コロナウイルス予防接種済み渡航者等に係る入国規制措置を以下のとおり更新しました。

また、5月4日より、同国到着前14日間に、インド、ブラジルの渡航歴を有する渡航者の入国を禁止する旨発表しました。

1 新型コロナウイルス予防接種済み渡航者

- (1) 認可宿泊施設で、最低限2泊分の予約を行うこと。
- (2) 渡航許可申請を行うこと。
- (3) 渡航前72時間以内に、PCR検査を受けること。
- (4) 搭乗前に、渡航許可証明書及びPCR検査陰性証明書のコピーを提示すること。
- (5) 到着時に新型コロナウイルス予防接種カードのコピー及びPCR検査陰性証明書を提示すること。
- (6) 到着時にPCR検査を受けること。48時間で同結果を受領。
- (7) 同検査結果が陰性であり、保健省による健康状態確認許可が得られれば、国内を自由に活動出来る。

2 新型コロナウイルス予防接種未接種渡航者

- (1) 認可宿泊施設で、最低限7泊分の予約を行うこと。
- (2) 渡航許可申請を行うこと。
- (3) 渡航前72時間以内に、PCR検査を受けること。
- (4) 搭乗前に、渡航許可証明書及びPCR検査陰性証明書のコピーを提示すること。
- (5) 到着5日目にPCR検査を受けること。48時間で同結果を受領。
- (6) 同検査陰性結果を受領しているか否かに関わらず、最大7日間の隔離検疫措置となる。
- (7) 検疫措置解除後も、7日間に亘り自己監視及び報告を続ける必要がある。

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。